

7月

弁護士の魅力
セミナー

NPO法人九州アドボカシーセンター
弁護士の魅力セミナー

韓国「慰安婦」判決 と主権免除を考える

～韓国「慰安婦」訴訟2判決の判断が分かれた背景とは～

#ソウル中央地方法院 #画期的 #非常識 #国際人権法 #重大な人権侵害 #国際法 #裁判を受ける権利 #国家秩序 #絶対的主権免除 #人権例外 #除斥期間 #管轄権 #弁論主義 #三権分立 #日韓請求権協定 #「完全かつ最終的に解決」? #戦後補償

日時 2021年7月2日(金)18:00～20:00

会場 アクロス福岡 606号会議室
(福岡市中央区天神1丁目1番1号)

会場又はZOOMでご参加いただけます

★ウェブフォーム登録又は★事務局宛にメールで事前にお申込み下さい(当日参加も歓迎)

講師 山本晴太弁護士 (リモート参加)
花房俊雄さん、花房恵美子さん

参加申込用QRコード



講師プロフィール・講演内容

【山本弁護士】 関釜裁判で原告代理人弁護士として立法不作為による国家賠償を認めた下関判決を導く。2021年1月「慰安婦」被害者に日本政府の賠償を命じた韓国の判決を支持する国際法律家声明を発表。

【花房さんご夫妻】 「戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会」を立上げ。著書「関釜裁判が目指したもの」。

【内容】 戦後補償問題の第一人者である山本弁護士と、長年にわたって裁判の支援をはじめとする戦後補償運動を展開されてこられた花房さんご夫妻より、関釜裁判など「慰安婦」訴訟に対する日本の裁判所の判断、日本政府の対応、今年示された韓国「慰安婦」訴訟の2判決についてお話しいただきます。

会場地図



お問い合わせ

九州アドボカシーセンター事務局

TEL 092-642-8525

MAIL advocacy2004@gmail.com

* NPO法人九州アドボカシーセンターは、人権課題に取り組む弁護士を志す学生を支援するため、法科大学院の発足と同時に設立されたNPO法人です。九州各地の法律事務所等からの協力をを受けて運営されています。

公式ホームページ : <https://advocacy-center.com/>